

特定公共賃貸住宅の入居者募集

現在、空室となっている特定公共賃貸住宅の入居者を募集します。入居を希望される方は、必要書類を添えて申込みください。また、現状の状態にてお借りいただきますので、住宅見学を行ったうえ、申し込みください。

1 公募住宅の概要

種別	地域	住宅名称及び所在地	構造・建築年度	間取り	月額家賃	駐車場	地デジ受信
特定公共賃貸住宅	西海	久家団地 (1階103号) 久家23番地1	R C造3階建 (平成8年度)	3LDK 94.94㎡	37,000円	有	※
		久家団地 (3階301号) 久家23番地1	R C造3階建 (平成8年度)	4DK 94.94㎡	37,000円	有	※

(※) テレビ難視聴地域ですので、ケーブルテレビ等への加入が必要です。

- (1) 単身での申込みはできません。
- (2) 敷金は月額家賃の3か月分、共益費は別途必要です。

2 申込み方法（次の書類を提出してください。）

- (1) 入居申込書
- (2) 同意書 各1部(地方税及び暴力団関係)
- (3) その他提出書類（次の事項に該当される方）
 - ① 婚約している方（3か月以内に婚姻される方）・・・婚約証明書
 - ② 町外在住の方・・・マイナンバーが記載されている住民票
 - ③ 外国籍の方・・・住民票又は在留カードの写し
(国籍や在留資格等が確認できるもの)
 - ④ 申込みを代理人が行う方・・・委任状

※必要書類は、愛南町ホームページ又は、本庁建設課・各支所にあります。

3 申込先 本庁建設課又は各支所

4 申込受付期間

期間：令和8年8月4日(火)から8月14日(金)まで（土、日、祝日は除く。）

時間：午前8時30分から午後5時15分まで

5 入居者資格（次のすべての条件を満たしていること。）

- (1) 住宅にお困りの方で、町内に居住を希望する方

※原則として、持ち家のある方に申込資格はありませんが、特別な事情の場合は別途、相談を受けます。

- (2) 入居しようとする方全員の総所得額が、政令で定める収入基準 158,000 円以上 601,000 円以下（月額所得）であること。

ただし、50 歳未満の者であって今後所得の上昇見込みがある場合は、139,000 円以上となります。

【例】夫婦（給与所得者）、子ども 2 人の 4 人家族の場合

①年間総所得：374 万（夫 280 万、妻 94 万）

②控 除：同居者 1 人に付き 38 万円の控除×3 名＝114 万円

給与所得者 1 人に付き 10 万円の控除×2 名＝20 万円

(①-②) 240 万円÷12 か月＝20 万円(月額所得)となり、収入基準を満たします。

- (3) 入居申込者全員に町税等の滞納がないこと。

- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚約者は、入居後 3 か月以内に婚姻することを条件とする）があること。

- (5) 入居しようとする方全員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号の規定による）でないこと。

6 申込住宅の見学

申込受付期間中であれば、随時御覧になれますので、以下のお問合せ先まで御相談ください。

7 申込みから入居まで

- (1) 提出された申込書類について入居資格審査を行います。

- (2) 入居資格を満たしている方が 2 名以上の場合は、抽選により入居者を決定します。

なお、抽選日は**令和 8 年 9 月 11 日(金)**を予定しておりますが、直前になっても案内文書が届かない場合は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

- (3) 入居が決定した方は、入居決定日から 10 日以内に入居手続き（連帯保証人 2 名要）をしていただきます。

- (4) **令和 8 年 10 月**頃からの入居となりますが、工事中のため入居までに多少時間のかかる住宅もあります。

- (5) 入居日から 14 日以内に、住宅所在地への住民票異動手続きが必要です。

【お問い合わせ先】

〒798-4196 愛南町城辺甲 2420 番地 愛南町役場 建設課 管理係

TEL 0895-72-7313(直通) FAX 0895-72-1214